

健康保険 任意継続被保険者のしおり

任意継続の制度は、会社を退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の条件をもとに個人の希望により被保険者となることができる制度です。加入される際は、下記の事項を必ず確認し、ご理解のうえ手続きをしてください。なお、任意継続の資格取得後、保険料が指定日（毎月10日）までに納入されなかったときには、その時点で資格喪失となります。（健康保険法第38条）

1. 任意継続に加入するための条件

- (1) 資格喪失日の前日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」があること。
- (2) 資格喪失日（退職日の翌日）から「20日以内」に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。

2. 任意継続被保険者の被保険者期間

任意継続被保険者となった日から2年間。但し、下記3の任意継続被保険者の資格喪失の②・③・④・⑤に該当された方については、事実が発生した日または翌日が喪失日となります。⑥に該当した方は申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月1日が喪失日となります。

3. 任意継続被保険者の資格喪失

次の①～⑥のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失しますので、被保険者証をすみやかに返納してください。

- ① 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき。
- ② 保険料を納付期限までに納付しなかったとき。（納付期限の翌日が喪失日）
- ③ 就職して、健康保険・船員保険の被保険者資格を取得したとき。
（喪失日は、被保険者資格を取得した日となりますので、新たに加入した保険証等の本人分の写しをFAXまたは郵送してください）
- ④ 任意継続期間中に後期高齢者医療制度の被保険者になったとき。（制度加入日が喪失日）
- ⑤ 被保険者が死亡したとき。（死亡した日の翌日が喪失日）
- ⑥ 被保険者本人の申し出により喪失希望をしたとき。
（資格喪失申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月1日が喪失日となります）

4. 任意継続被保険者の保険料

退職時の標準報酬月額に当組合の保険料率をかけた額（40歳から64歳までの方は介護保険料率が加算されます）但し、当組合の平均標準報酬月額を超えていた場合は、上限額が平均標準報酬月額となります。

※平均標準報酬月額の上限については、毎年度初め（4月）に改定される場合があります。

（保険料については、当健康保険組合にお問い合わせください。但し、自己都合以外での退職の場合は、国民健康保険の保険料（税）が軽減されることがあります。当組合の任意継続被保険者となる場合よりも保険料が低くなる場合がありますので、お住まいの市区町村にご確認ください）

5. 保険料の納入方法

- ① 申出時の初回の保険料は、現金書留で納めていただくことになります。
- ② 月の途中で退職され、申出の手続きが翌月になった場合には、2ヶ月分を納めていただくことになります。
- ③ 2回目以後の納入については、毎月10日までに組合が発行した納付書にて、銀行の窓口で保険料を納付してください。（振込手数料は自己負担となります）

- ④ 前納する場合の保険料の納付について(前納申し出による)
- I 年度の途中で任意継続被保険者となった方は、資格を取得した日の属する月の翌月から9月分又は3月分まで納めることができます。(資格を取得した日の属する月の保険料は1ヶ月分納めていただくこととなります)
 - II 既に任意継続被保険者の方で、6ヵ月分の前納または12ヶ月分の前納が選択できます。
- (A)4月分から9月分まで (B)10月分から翌年3月分まで (C)4月分から翌年3月分まで

- ⑤ 保険料の還付
- 任意継続被保険者期間の途中で、就職又は死亡等により資格を喪失した場合、または前納者が申出により資格を喪失した場合は、保険料の還付請求を行うことができます。

6. その他

- (ア) 被保険者資格を喪失したとき
- すみやかに被保険者証を返納してください。(資格喪失後は使用できません。資格喪失後に使用した場合は、医療費を全額返納することになります)
- (イ) 被扶養者に異動があったとき
- 被扶養者を削除するときは、被扶養者異動届(減)に必要事項を記入し、該当する被扶養者の保険者証を添えて提出してください。但し、被扶養者で75歳の誕生日を迎える方は、誕生日が資格削除日となります。(75歳以上の方は後期高齢者医療の被保険者となります)
- 被扶養者を追加するときは、被扶養者異動届(増)に必要事項を記入し、提出してください。但し、扶養する場合、添付書類が必要となる場合がございますので、当組合にご連絡ください。
- (ウ) 氏名や住所に変更があったとき
- 「被保険者証記載事項変更届」「住所変更届」を提出してください。
- (エ) 領収済通知書の保管
- 保険料を納付した際に発行される「領収済通知書」は、再発行ができません。確定申告に必要なとなりますので、紛失されないように大切に保管してください。

7. 任意継続申請時に提出していただくもの

- ① 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書
- ② 健康保険料(取得時は現金書留で送付してください)

お問い合わせ先

玩具人形健康保険組合
〒 111-0053
東京都台東区浅草橋2-28-14 玩具会館3階
電話 03-3862-6851
FAX 03-3862-7335
[ホームページ <http://www.gangukenpo.or.jp>](http://www.gangukenpo.or.jp)